

議案第11号

豊橋市立くすのき特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

平成30年3月29日提出

豊橋市教育委員会

教育長 山西 正 泰

豊橋市立くすのき特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第3号

豊橋市立くすのき特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

豊橋市立くすのき特別支援学校管理規則（平成26年豊橋市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条）	第1章 総則（第1条）
第2章 教育活動（第2条—第7条）	第2章 教育活動（第2条—第7条）
第3章 教科書以外の教材の取扱い （第8条—第10条）	第3章 教科書以外の教材の取扱い （第8条—第10条）
第4章 職員の組織及びサービス（第11条— <u>第35条</u> ）	第4章 職員の組織及びサービス（第11条— <u>第32条</u> ）
第5章 施設等の管理（ <u>第36条—第40条</u> ）	第5章 施設等の管理（ <u>第33条—第37条</u> ）
第6章 補則（ <u>第41条</u> ）	第6章 補則（ <u>第38条</u> ）
附則 （主任養護教諭）	附則 （主任養護教諭）
第21条 （略） <u>（栄養教諭）</u>	第21条 （略）
第22条 <u>学校に、栄養教諭を置くことができる。</u>	
<u>2 栄養教諭は、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。</u>	

(事務職員)

第23条 学校に、事務職員を置く。

2 事務職員は、事務をつかさどり、その事務は別に定める。

3 事務職員の職名及びその職務は、次のとおりとする。

区分	職名	職務
事務職員	(略)	

(省令事務長)

第24条 前条第3項の規定にかかわらず、教育委員会は、学校に学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第46条に規定する事務長（以下「省令事務長」という。）を置くことができる。

2 省令事務長は主査のうちから、教育

(事務職員等)

第22条 学校に事務職員、学校栄養職員及び労務職員その他必要な職員（以下「事務職員等」という。）を置くことができる。

2 事務職員等の職名及びその職務は、次のとおりとする。

区分	職名	職務
事務職員	(略)	
学校栄養職員	主任専門員	上司の命を受け、専門事項に関する事務を処理する。
	主査	上司の命を受け、事務を整理する。
	主任	上司の命を受け、事務をつかさどる。
	技師	上司の命を受け、技術に従事する。
労務職員	用務員	上司の命を受け、学校用務に従事する。

委員会が必要と認めた場合に命ずる。

3 省令事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括する。

(学校栄養職員等)

第25条 学校に学校栄養職員、労務職員その他必要な職員（以下「栄養職員等」という。）を置くことができる。

2 栄養職員等の職名及びその職務は、次のとおりとする。

区分	職名	職務
学校 栄養 職員	主任専門員	上司の命を受け、専門事項に関する事務を処理する。
	主査	上司の命を受け、事務を整理する。
	主任	上司の命を受け、事務をつかさどる。
	技師	上司の命を受け、技術に従事する。
労務 職員	用務員	上司の命を受け、学校用務を行う。

(校務の分掌)

第26条 (略)

2 (略)

(職員会議)

第27条 (略)

2・3 (略)

(学校評議員)

第28条 (略)

2・3 (略)

(校務の分掌)

第23条 (略)

2 (略)

(職員会議)

第24条 (略)

2・3 (略)

(学校評議員)

第25条 (略)

2・3 (略)

(職員に関する報告)	(職員に関する報告)
<u>第29条</u> (略)	<u>第26条</u> (略)
(研修)	(研修)
<u>第30条</u> (略)	<u>第27条</u> (略)
(職免)	(職免)
<u>第31条</u> (略)	<u>第28条</u> (略)
(旅行)	(旅行)
<u>第32条</u> (略)	<u>第29条</u> (略)
(休暇)	(休暇)
<u>第33条</u> (略)	<u>第30条</u> (略)
(日直及び宿直)	(日直及び宿直)
<u>第34条</u> (略)	<u>第31条</u> (略)
2 (略)	2 (略)
(非常変災時の措置)	(非常変災時の措置)
<u>第35条</u> (略)	<u>第32条</u> (略)
(施設等の整備)	(施設等の整備)
<u>第36条</u> (略)	<u>第33条</u> (略)
(管理計画等)	(管理計画等)
<u>第37条</u> (略)	<u>第34条</u> (略)
(亡失及び毀損の報告等)	(亡失及び毀損の報告等)
<u>第38条</u> (略)	<u>第35条</u> (略)
(施設等の使用)	(施設等の使用)
<u>第39条</u> (略)	<u>第36条</u> (略)
(施設等の変更)	(施設等の変更)
<u>第40条</u> (略)	<u>第37条</u> (略)
(委任)	(委任)
<u>第41条</u> (略)	<u>第38条</u> (略)

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。